

平成28年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年5月26日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	北村五十鈴
3番	稲垣 誠亮	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	上杵 種雄
11番	市木 一郎	12番	山本 剛
13番	丸山 敬二	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	寺田 実好	政策調整部政策監 (地域戦略担当)	大藤 良昭
総務部長	遠藤 伊久也	市民部長	上田 裕昌
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	白井 芳治
教育部長	藤池 弘	政策調整部次長	川端 美香
総務部次長	竹中 宏	広報秘書課長	服部 道和
総務課長	赤坂 悦男		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	立入 孝次	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐々木美砂子

議事日程

諸般の報告

第1 議席の一部変更

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 報告第1号

(平成27年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について)

報告

第5 議第46号から議第54号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第10号)) 他8件)

提案理由説明

第6 (仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告((仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会正副委員長互選結果報告)

市長提出議案

報告第1号 平成27年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

議第46号 専決処分につき承認を求めることについて(平成27年度野洲市一般会計補正予算(第10号))

議第47号 専決処分につき承認を求めることについて(平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))

議第48号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)

議第49号 平成28年度野洲市一般会計補正予算(第1号)

議第50号 野洲市くらし支えあい条例

議第51号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

議第52号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議第53号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

議第54号 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

次に、議会運営委員会委員の辞任及び選任について、所属会派の異動に伴い、委員会条例第13条第2項の規定により、議会運営委員会委員山本剛委員の辞任を本職が許可いたしました。

また、委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員として第4番、岩井智恵子議員を本職が指名しましたので、報告をします。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、議席の一部変更を行います。

所属会派の異動等に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をします。

変更後の議席は、配付済みの議席表のとおりです。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前9時01分 休憩)

(午前9時02分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第1番、中塚尚憲議員、第2番、北村五十鈴議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（市木一郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの27日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

（日程第4）

○議長（市木一郎君） 日程第4、報告第1号平成27年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、市長の報告を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それではまず、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項としまして、平成27年度繰越明許費繰越計算書1件を報告いたします。また、議案としまして、専決処分につき承認を求めることが3件、平成28年度補正予算1件、条例の制定・改正5件の計9件につきまして、ご審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、報告第1号平成27年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

平成28年第1回議会定例会における一般会計補正予算（第9号）で、繰越明許費として議決いただきました総務費の篠原駅周辺都市基盤整備事業他11件の事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（日程第5）

○議長（市木一郎君） 日程第5、議第46号から議第54号まで（専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第10号）） 他8件）を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○事務局長（立入孝次君） おはようございます。朗読をいたします。

議第46号専決処分につき承認を求めることについて（平成27年度野洲市一般会計補正予算（第10号））他専決処分の承認2件、議第49号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）、議第50号野洲市くらし支えあい条例、議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例他条例改正3件。

以上です。

○議長（市木一郎君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、順次提案議案の説明を申し上げます。

議第46号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第10号）につきましては、1億2,205万7,000円を追加したものです。

主な内容としましては、歳入では、地方譲与税、各種県税交付金、地方交付税等の額の確定、地方創生加速化交付金申請事業の一部不採択による国庫補助金の減額、担い手確保・経営強化事業の不採択による県補助金を減額したものです。

また、歳出では、地方創生加速化交付金申請事業の不採択分の減額とあわせて、市単独で優先的に実施する事業の振替、同じく不採択となった担い手確保・経営強化事業の減額、国民健康保険事業特別会計繰出金、生活保護費の平成26年度分精算に伴う国庫支出金返還金、財政調整基金への積立金を追加したものです。

議第47号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、42万円を追加したものです。

主な内容としましては、歳入では、出産育児一時金、保険給付対策費補助金の確定により県支出金及び一般会計繰入金を追加するとともに、財源調整として、財政調整基金からの繰り入れを一部取りやめたものです。また、歳出では、出産件数の増により出産育児一時金を追加したものです。

議第48号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の

一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、行政不服審査法の施行に伴う所要の規定を整備するもの、再生可能エネルギー発電設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置にわがまち特例を導入し平成28年4月1日以後の取得分から適用するもの、平成27年6月に施行した野洲市税条例の一部を改正する条例の市たばこ税に関する経過措置の読み替え規定を整備するものなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものです。

議第49号平成28年度野洲市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、1,136万円を増額するものです。

まず、歳入につきましては、多子世帯等の保育料負担軽減事業による私立保育所の保護者負担金、公立保育所及び幼稚園使用料の収入見込みを減額するとともに、同事業により軽減される保育料に対する国及び県運営費負担金を増額し、また、民間保育所におけるICT化推進等業務効率化に対する国庫補助金、滋賀県多子世帯子育て応援事業の第3子以降の保育料軽減を対象とする県補助金を追加するものです。

また、歳出におきましては、野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担の条例の改正に伴う費用負担を増額、多子世帯等保育料負担軽減事業に対応するための保育料システムの改修事業委託料を追加、民間保育所ICT化推進のための保育システムの導入経費に対する保育対策総合支援事業費補助金を追加するものです。

なお、国の幼児教育の段階的無償化については、年収360万円未満の世帯について、従来の多子の保育料等の負担軽減における年齢の制限を撤廃するものであり、具体的には、多子の軽減算定の対象年齢について、保育所の場合は、0歳から小学校入学まで、幼稚園の場合は、3歳から小学校3年までとなっていたものを撤廃するものです。

さらに、県においては、国の所得基準を上回る年収470万円未満の多子世帯の第3子以降に限って負担軽減措置拡充の対象とする中途半端な制度となっております。また、今回の県の制度が国と異なる基準となっていることから、システム改修費用が余分に必要となっております。

議第50号野洲市くらし支えあい条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、消費者被害、その他の市民の暮らしの問題の背景にある経済的

困窮、地域社会からの孤立、その他の生活上の諸課題の解決と生活再建を図るため、消費生活センターの設置や訪問販売に係る事業者登録の実施、生活困窮者等への支援等に関して条例を制定するものです。

なお、本条例は、平成28年10月1日から施行するものです。

議第51号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを活用し、平成28年10月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、平成28年10月1日から施行するものです。

議第52号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、公職選挙法施行令の改正により、選挙運動における選挙運動用自動車の借り入れや選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

議第53号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを活用し、平成28年10月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末で発行する証明書の交付手数料について、所要の改正を行うものです。

金額の設定にあたり、コンビニでの交付に必要な経費を試算した結果、1件あたり266円となり、窓口での交付経費376円と比べて安価に発行できることから、コンビニでの交付手数料を100円安価に設定いたします。この手数料設定については、近隣市も同様の状況となっています。

なお、本条例は、平成28年10月1日から施行するものです。

議第54号野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成28年10月1日に新野洲クリーンセンターを設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、中間処理施設の稼働期間を25年間とし、次期中間処理施設の新設については、行政区域の変更その他の社会情勢の変化があったとき、または大篠原自治会からの受け入れの表明があったときを除き、大篠原地域以外とするものです。稼働期間の25年については、廃棄物処理施設の稼働開始後、おおむね15年目に一定の改修を行うことにより、引き続き10年間の延命化が可能となり、施設の処理能力及び経済性等から適正な耐用年数としており、地元大篠原自治会のご理解も得ております。

また、この施設整備に伴い、研修室及び会議室等の市民活動施設と多目的広場を設置いたします。そのうち、研修室及び会議室は有料施設とし、付則において野洲市使用料条例を改正し、当該使用料を定めるものです。

なお、本条例は、平成28年10月1日から施行し、多目的広場に係る規定については、完成後の平成29年4月1日から施行するものです。

以上、提案説明といたします。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(日程第6)

○議長(市木一郎君) 日程第6、(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

(仮称)野洲市民病院整備事業の計画内容及び事業の進捗状況の確認を行うため、委員会条例第6条の規定により、(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会を設置し、付議事件が終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、(仮称)野洲市民病院整備事業の計画内容及び事業の進捗状況の確認を行うため、(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、本職を除く18人の議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました本職を

除く18人の議員を、(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時17分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長(市木一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会が開催され正副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

(仮称)野洲市民病院整備事業特別委員会委員長に第14番、鈴木市朗議員、副委員長に第16番、梶山幾世議員。

以上のおおりに互選されましたので報告いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明5月27日から6月1日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、明5月27日から6月1日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月2日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。(午前10時11分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年5月26日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 中 塚 尚 憲

署 名 議 員 北 村 五十鈴